令和4年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等(養護者による高齢者虐待)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 25 条の規定に基づく、養護者による高齢者虐待の状況の公表については、以下のとおりです。

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護従事者等以外の者」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

1 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1)相談·通報対応件数

表 1 相談·通報対応等件数

	令和3年度	令和4年度	増減	増 減 率
相談・通報件数	1,996	2,241	245	12.3%
虐待判断事例総件数	996	1,100	104	10.4%

(2) 相談・通報者

表 2 相談·通報者(複数回答)

	介護支援専門員		医療機関 従 事 者	近隣住民 ・ 知 人	民生委員	被虐待者本 人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村 行政職員	警察	その他	不 明 (匿名を含む)	合 計
人	622	136	105	66	28	180	212	50	96	648	221	7	2,371
%	26.2	5.7	4.4	2.8	1.2	7.6	8.9	2.1	4.0	27.3	9.3	0.3	100.0

⁽注) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報件数に一致しない。

(3) 事実確認の状況

「事実確認を行った」が 2,122 件(93.6%)、「事実確認調査を行っていない」が 144 件(6.4%)であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条により「立入調査を行った事例」は 15 件(0.7%)であり、「訪問調査を行った事例」1,235 件(54.5%)、「関係者からの情報収集のみでの調査を行った事例」872 件(38.5%)であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 122 件(5.4%)、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が 22 件(1.0%)である。

(4) 事実確認の結果

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下「虐待判断事例」という。)の件数は、1,100件であった。

(5) 虐待の種別・類型

表3 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護・世話の 放棄、放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
件数	794	152	385	8	184	1,523	1,127
%	70.5	13.5	34.2	0.7	16.3	_	_

- (注1) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待高齢者の実人数について集計。
- (注2)%は被虐待高齢者1.127人に対する割合である。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

表 4 性別

	男	性	女	性	不	明	合	計
人		298		829		0		1,127
%		26.4		73.6		0.0		100.0

表 5 年齢

	65~69 歳	70~74 歳	75~79 歳	80~84 歳	85~89 歳	90 歳以上	不明	合 計
人	80	181	230	329	195	112	0	1,127
%	7.1	16.1	20.4	29.2	17.3	9.9	0.0	100.0

イ 被虐待高齢者の介護保険の申請状況

表 6 要介護認定者の要介護状態区分

	未	申	請	申	請	中	認	定	済	み	認定非該当	不	明	合	計
人		3	35			65			70	3	23		1		.,127
%		29	9.7		ĺ	5.8			62.	4	2.0		0.1	1	0.00.

ウ 介護保険認定済者の要介護度及び認知症日常生活自立度

表 7 介護保険認定済者の要介護度

	要支援1	要支援 2	要介護1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5	不明	合 計
人	42	80	191	153	123	65	44	5	703
%	6.0	11.4	27.2	21.8	17.5	9.2	6.3	0.7	100.0

表8 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	自 立 又 は 認知症なし	自立度I	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度IV	自立度M	認知症あるが 自立度不明	認 知 症 の 有無が不明	合 計
人	66	131	241	176	42	9	23	15	703
%	9.4	18.6	34.3	25.0	6.0	1.3	3.3	2.1	100.0

エ 虐待者との同居・別居の状況

表 9 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

		-	* 1 37H * 137M						
	虐待者とのみ同居	虐待者及び 他家族と同居	虐待者と別居	そ	の他	不	明	包	計
人数	586	398	139		4		0		1,127
%	52.0	35.3	12.3		0.4		0.0		100.0

才 世帯構造

「未婚の子と同居」が 369 件 (32.7%) と最も多く、「夫婦のみ世帯」は 308 件 (27.3%)、「配偶者と離別・死別等した子と同居」及び「子夫婦と同居」がそれぞれ 125 件 (11.1%) であった。

カ 虐待者との関係

表10 虐待者と被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)		兄弟姉妹	孫	その他	不 明	合 計
人	288	98	441	199	23	16	28	31	34	1	1,159
%	24.8	8.5	38.1	17.2	2.0	1.4	2.4	2.7	2.9	0.1	100.0

(注) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における虐待者の延べ人数について集計。

(7) 虐待への対応策について

ア 分離の有無について

表11 虐待への対応策としての分離の有無

	分離を行った	分離をしていない	対応検討・調整中	既に分離状態 (別居、入院、入所等)	そ	の	他	仁	計
件数	279	1,028	25	244			271		1,847
%	15.1	55.7	1.4	13.2		,	14.7		100.0

イ 分離を行った事例の対応

表12 分離を行った事例の対応の内訳

	契約による 介 護 保 険 サービス 利	老人福祉法に 基づくや事由 による措置	緊急一時保護	医療機関へ の一時入院	左記以外の 住まい・施設 等 の 利 用	虐待者を高 齢者から分 離(転居等)	その他	合 計
件数	83	35	38	43	45	20	15	279
%	29.7	12.5	13.6	15.4	16.1	7.2	5.4	100.0
面会制限を行っ た事例(内数)	21	23	27	8	12	3	6	100

ウ 分離していない事例の対応の内訳

表13 分離を行っていない事例の対応の内訳(複数回答)

	養護者に対する助言・指導	担軽減のための	被虐待者が新た に介護保険サー ビスを利用	いるがケアプラ	保険サービス以		見 守 り	合 計 (累計)	合計(人数)
件 数	524	38	85	208	32	176	300	1,363	1,028
%	51.0	3.7	8.3	20.2	3.1	17.1	29.2	_	_

- (注1)%は被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない1,028人に対する割合である。
- (注2)「見守り」は、他の対応と重複がない事例にのみ計上されている。

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に対する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 19 件、「利用手続き中」が 28 件であり、これらを合わせた 47 件のうち、市町村長申し立ての事例は 32 件(68.1%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は15件であった。

(8) 虐待等による死亡事例件数

「介護している親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例 | のうち、市町村が把握している事例は 2 件であった。

2 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

表14 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備について

項 目	3年度実施(市町村数)	3年度実施 (%)	4年度実施(市町村数)	4年度実施 (%)
対応窓口部局の住民への周知	45	83.3	46	85.2
地域包括支援センター等の関係者への研修	41	75.9	43	79.6
講演会や広報誌等による住民への啓発活動	35	64.8	36	66.7
居宅介護サービス事業者に法についての周知	34	63.0	40	74.1
介護保険施設に法について周知	33	61.1	38	70.4
独自の対応マニュアル、業務指針等の活用	47	87.0	52	96.3
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	41	75.9	43	79.6
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の 構築への取組	33	61.1	34	63.0
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への 取組	34	63.0	35	64.8
成年後見制度の市町村長への申立への体制強化	45	83.3	47	87.0
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する 警察署担当者との協議	30	55.6	31	57.4
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための 関係機関との調整	44	81.5	44	81.5
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	53	98.1	52	96.3%
日常生活を営むのに支障がありながら、必要なサービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を 図るための早期発見の取組や相談等	50	92.6	49	90.7